

雑餉隈町区規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本区は雑餉隈町区と称し、区内の住民をもって組織し、事務所を区公民館（以下「公民館」という。）に置く。

(目的)

第2条 本区は区住民相互の融和と親睦を図るとともに、区住民の積極的な協力により環境の整備と福祉の増進を図り、もって区及び市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本区は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 区住民の福祉の増進、環境衛生の改善及び防災、防犯等に関すること。
- (2) 公民館活動及び区住民の学習活動に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

第2章 役 員

(役員)

第4条 本区に次の役員を置く。

- (1) 区 長（公民館長兼務） 1名
- (2) 事務局長（副公民館長兼務） 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 運営委員 12名以内
- (5) 会計監査 2名

2 前項の規定にかかわらず、本区に必要なに応じて副区長及び顧問を置くことができる。

3 副区長及び顧問は、役員会の同意を得て、区長が委嘱する。

(役員の仕事及び任期)

第5条 前条の役員の仕事は次のとおりとし、その任期は2年とする。ただし、同条第1項第1号から第3号までの役員（以下「三役」という。）については、同一職における引き続いての再任を、原則として1回に限り認めるものとし、運営委員及び会計監査（以下「他の役員」という。）については再任を妨げない。

- (1) 区長は公民館長を兼務し、区を代表し区及び公民館業務を統括する。
- (2) 事務局長（副公民館長）は区長を補佐し、区長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 会計は、本区の会計経理を掌理する。
- (4) 運営委員は区長の諮問に応じ重要事項を審議するとともに、本区の事業の企画運営に参画し、これを分担して執行する。
- (5) 会計監査は、本区の会計を監査する。

2 副区長は、区長の指示により区の重要な案件等について、事務局長その他の役員と連携し、審議及び企画運営にあたる。

3 役員に欠員を生じたときは、ただちに補充するものとする。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第6条 役員のうち三役は、区長経験者及び運営委員代表2名の合計7名以内で構成する「選考委員会」で選出し、総会で決定する。

2 他の役員は三役で協議のうえ選出し、総会で決定する。

3 役員が任期中途で退任した場合の後任の役員の選任については、前2項の規定の例による。

ただし、これらの場合は選出した後任役員を区住民に通知することをもって総会の決定に代えることができる。

第3章 会 議

(会議)

第7条 本区の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会

- (2) 役員会
- (3) 組長会

(会議の開催)

第8条 前条の会議は、次により開催する。

- (1) 総会は本区の最高議決機関とし、年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができるものとし、この場合の構成は、各組から2名ずつ選出された代議員とする。
- (2) 役員会は第4条第1項第1号から第4号及び同条第2項の役員で構成し、総会に付議する事項及び区長の諮問に応じて重要事項等を審議する。
- (3) (現行に同じ)

(会議の成立及び議決)

第9条 総会は、全世帯の4分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし委任状により権限を委任することができる。

- 2 代議員による臨時総会は、代議員の過半数の出席がなければ成立しない。ただし委任状により権限を委任することができる。
- 3 役員会は、定員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 本区の全ての会議は、出席者の過半数の同意を得なければならない。ただし、本規約の改正については、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第4章 会 計

(会計年度)

第10条 本区の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第11条 本区の予算は総会において議決し、決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

(区費)

第12条 区住民は世帯毎に区費を収めるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、これを減免することができる。

- 2 区費の額は総会において決定する。

(運営費)

第13条 本区の運営に要する経費は区費、補助金、公民館使用料及びその他の収入をもってこれにあてる。

第5章 雑 則

(委任)

第14条 この規約の施行に関し必要な事項は、区長が役員会に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は昭和35年 4月 1日から施行する。
- 2 この規約は昭和44年 4月 1日一部を改正する。
- 3 この規約は昭和44年 5月24日一部を改正する。
- 4 この規約は昭和50年 3月 8日一部を改正する。
- 5 この規約は昭和62年 4月20日一部を改正する。
- 6 この規約は平成 5年 6月 3日一部を改正する。
- 7 この規約は平成 6年 4月24日全部を改正する。
- 8 この規約は平成17年 4月10日一部を改正する。
- 9 この規約は平成18年 4月 9日一部を改正する。
- 10 この規約は平成24年 4月22日一部を改正する。